

広島県がん対策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 広島県がん対策推進条例（平成27年広島県条例第2号。以下「条例」という。）第22条の規定により設置する広島県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）について、条例第23条第5項の規定により、組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者、保健医療福祉関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、専門的に調査・協議する組織等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、広島県健康福祉局がん対策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。